

緊急通報システム設置に係る利用者負担額

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下	16,300円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	全額※

※約8～10万円。本体に併せて設置する機器により金額が変わります。